

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項並びに第二百二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表札幌都心地域の項の次に次のように加える。

地域	
仙台都心	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との区界線と一般国道四十五号線との交差点を起点とし、順次同国道、県道仙台泉線、市道北一番丁一号線、市道晩翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晩翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道宮城野通線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（

	<p>その二）線、市道東八番丁小田原（その三）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
--	---

第一条の表仙台駅西・一番町地域の項及び横浜山内ふ頭地域の項を削り、同表京都南部油小路通沿道地域の項の次に次のように加える。

<p>大阪城公園周辺地域</p>	<p>大阪市都島区、東成区、城東区及び中央区の区域のうち、西日本旅客鉄道大阪環状線と一般国道一号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道東野田方面南北五号線、市道桜宮小学校表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町徳庵線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区域見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三百度四〇分四四秒・一五東経一三五度三二分七秒・一七の地点から北緯三四度四〇分四四秒・三〇東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九六東経一三五度三二分九秒・三八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四四秒・九</p>
------------------	---

---

八東経一三五度三二分九秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・五〇東経一三五度三二分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・四五東経一三五度三二分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・九八東経一三五度三二分一〇秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四六秒・七七東経一三五度三二分一〇秒・六五の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四八秒・二九東経一三五度三二分一〇秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五〇秒・五五東経一三五度三二分一二秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分五三秒・〇六東経一三五度三二分一二秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同丁目十番三との境界線、同丁目十七番四と同丁目十六番三との境界線及

---

び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区鳴野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区鳴野西二丁目と同区森之宮二丁目及び同区森之宮一丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線（市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域

大阪市中央区の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域の項を削り、同表岡山駅周辺・表町地域の項の次に次のように加える。

<p>地域</p> <p>広島都心</p>	<p>広島市中区、東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区</p>
-----------------------	---

---

松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、県道

---

広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあつてはその中心線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。）で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目（十五番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域

第一条の表広島紙屋町・八丁堀地域の項及び広島駅周辺地域の項を削り、同表福岡都心地域の項の次に次のように加える。

長崎中央	長崎市の区域のうち、市道新大工町西山一号線と市道馬町中川一号線との交差点を起点とし、
地域	順次同市道、一般国道三十四号線、市道勝山町上町一号線、市道上町玉園町一号線、

---

市道大黒町上町二号線、市道大黒町西坂町一号線、市道西坂町線、一般国道二百二号線、一般国道二百六号線、市道茂里町三号線、県道長崎式見港線、元船町七号臨港道路、北緯三二度四四分四三秒・六七東経一二九度五二分一四秒・五九の地点から北緯三二度四四分四一秒・九一東経一二九度五二分一四秒・六五の地点まで引いた線、臨港道路常盤元船線、梅ヶ崎・常盤町臨港道路、北緯三二度四四分一四秒・七八東経一二九度五二分一二秒・〇二の地点から北緯三二度四四分一三秒・八九東経一二九度五二分一〇秒・六四の地点まで及び同地点から北緯三二度四四分一三秒・三七東経一二九度五二分一一秒・〇六の地点までそれぞれ引いた線、一般国道四百九十九号線、市道銅座町新地町一号線、市道新地町銅座町一号線、市道出島町籠町一号線、市道銅座町新地町一号線、市道浜町油屋町一号線、市道浜町伊勢町線、市道賑町鍛冶屋町一号線、市道浜町伊良林一号線、市道浜町伊勢町線、一般国道三十四号線並びに市道新大工町西山一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域、元船町（県道長崎式見港線の中心線以西の区域に限る。）の区域並びに松が枝町、小曾根町及び浪の平町の区域（一般国道四百九十九号線の

---

中心線以東の区域を除く。）

第一条の表備考第二号中「仙台駅西・一番町地域、」を削り、同表備考第三号中「、広島駅周辺地域」を削り、同表備考第十一号中「東京都心・臨海地域、」を「東京都心・臨海地域及び」に改め、「及び大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域」を削り、同表備考第十二号中「、横浜山内ふ頭地域」を削り、「、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域」を「及び守口大日地域」に改め、同表備考に次の一号を加える。

十四 仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域 令和二年五月二十日

第二条の表札幌都心地域の項の次に次のように加える。

仙台都心	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、市道名掛丁一号線と市道元寺小路福室
地域	(その七) 線との交会点を起点とし、順次同市道、市道元寺小路福室線、市道広瀬通一号線、市道広瀬通二号線、市道国分町通線、市道青葉山線、市道晚翠通線、市道区画街路南三十六号線、北緯三八度一五分三〇秒・四七東経一四〇度五二分一二秒・〇四の地点から北緯三八度一五分三一秒・四四東経一四〇度五二分一六秒・七九の地点まで引いた線、市

道区画街路南三十八号線、市道南光院丁線、青葉区一番町二丁目一番三と同丁目一番一、同丁目一番二及び同丁目一番五との境界線、一般国道二百八十六号線、市道柳町通一号線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道榴岡二号線、市道榴岡一丁目一号線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道榴岡二丁目二号線、市道榴岡一号線並びに市道名掛丁一号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第二条の表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項の次に次のように加える。

広島都心 地域	広島市中区のうち、市道中一区九十八号線と市道中一区中広宇品線との交差点を起点とし、順次同市道、市道中一区百十二号線、市道中一区百十八号線、市道中一区百十三号線、市道中一区百二十六号線、一般国道五十四号線、市道中一区百二十九号線、北緯三四度二分五二秒・六九東経一三二度二七分二三秒・二二の地点から北緯三四度二分五三秒・七〇東経一三二度二七分二二秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五五秒・六七東経一三二度二七分一五秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二分五五秒・
------------	--

---

六四東経一三二度二七分一四秒・七五の地点まで及び同地点から北緯三四度二三分五六秒・七三東経一三二度二七分一〇秒・五九の地点までそれぞれ引いた線並びに同地点まで引いた線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百四十一号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区九十三号線、市道中一区百八号線並びに市道中一区九十八号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域

広島市東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交差点を起点とし、順次同市道、市道東五区百九十一号線、市道東五区五十三号線、市道東五区三十八号線、市道東五区六号線、市道東五区百九十二号線、県道東海田広島線、市道南一区

---

松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道南三区二号線、県道広島海田線、市道南三区十三号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区駅前大州線、県道広島中島線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、県道東海田広島線、市道東五区三十九号線及び市道東五区四十号線を経て起点に至る線（市道南一区駅前吉島線以外の道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第二条の表備考に次の一号を加える。

六 仙台都心地域及び広島都心地域 令和二年五月二十日

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正前の第一条に規定する横浜山内ふ頭地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十条の二第一項から第五項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。

## 理由

都市再生緊急整備地域として新たに長崎中央地域を定めるとともに、特定都市再生緊急整備地域として仙  
台都心地域及び広島都心地域を定める等の必要があるからである。